

南伊豆町敬老会事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅高齢者の生きがい対策の一つとして、敬老会事業（高齢者に感謝と敬意を表し長寿を祝う事業。以下同じ。）を実施する自治会等（以下「補助事業者」という。）に対して予算の範囲内において敬老会事業補助金を交付するものとし、その交付に関しては、南伊豆町補助金の交付等に関する規則（平成17年規則第1号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金算定対象者)

第2条 補助金の交付算定対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 敬老会開催年度の末日時点において75歳以上の者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 敬老会事業に係る会議費、事務費及び諸経費
- (2) 敬老会事業当日の賄い材料費及び食糧費
- (3) 敬老会事業当日のアトラクション等に要する経費
- (4) 補助事業者が支給する敬老記念品等に要する経費
- (5) 前各号に掲げる事業のほか、町長が敬老会事業に関し必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号のいずれかの額とし、補助事業者に対し、年1回補助するものとする。

- (1) 敬老会を開催した補助事業者においては、前条各号に定める補助対象経費の合計額又は敬老会に出席した対象者の人数に1,500円を乗じて得た額のいずれか低い額とする。
- (2) 敬老記念品等を支給した補助事業者においては、前条第4号に定める額又は敬老記念品等が支給された対象者の人数に800円を乗じて得た額のいずれか低い額とする。

(交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、南伊豆町敬老会事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）

- (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) 資金状況調べ（様式第4号）
 - (4) その他町長が必要と認めるもの
- （交付の決定）

第6条 町長は、前条の申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を決定し、南伊豆町敬老会事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

（概算払）

第7条 前条の決定通知を受けた補助事業者は、当該補助事業の執行上必要がある場合は、概算払の請求を行うことができる。

（変更等の承認）

第8条 補助事業者は、第6条の決定通知を受けた内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、南伊豆町敬老会事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長へ提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、事業費の減少又は軽微な変更にあつては、この限りでない。

- (1) 変更事業計画書（様式第2号）
- (2) 変更収支予算書（様式第3号）
- (3) その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、南伊豆町敬老会事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに南伊豆町敬老会事業補助金完了報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、町長へ提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 事業の実施内容が分かる書類等
- (4) その他町長が必要と認めるもの

（交付の確定）

第10条 町長は、前条の規定により提出された完了報告書を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、南伊豆町敬老会事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（請求）

第11条 第6条の決定通知又は前条の確定通知を受けた補助事業者は、補助金

を請求しようとするときは、南伊豆町敬老会事業補助金（概算払）請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第7条の規定により補助金の概算払を受けて請求する場合は、交付確定額から既に交付された概算払額を控除した残りの金額を請求しなければならない。ただし、交付確定額が既に交付された概算払額を下回る場合は、請求に変えて当該差額分の精算を行うものとする。

（取消し）

第12条 町長は、補助金の交付を受けた補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を取り消すものとする。

- （1） 敬老会事業以外の目的に使用したとき。
- （2） 法令又は交付規則第6条の規定に違反したとき。
- （3） 支出額が予算額に比して減少したとき。
- （4） 提出書類に虚偽の事項を記載又は不正な行為があったとき。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の全部又は一部を取り消したときは、南伊豆町敬老会事業補助金交付取消通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

（返還）

第13条 町長は、前条の取消しをした場合において、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。